

警厚甲達第 5 号
警教甲達第 6 号
平成 26 年 10 月 21 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

部外競技会参加者の公務としての取扱基準の制定について

警察機関以外の機関・団体が主催する運動競技会（以下「部外競技会」という。）に警察職員が選手、監督又は役員として参加する場合の勤務上の取扱いについては、職務に専念する義務の特例について（通知）（平成 10 年人委第 72 号）及び部外競技会参加者の公務としての取り扱い規準の制定について（例規通達）（平成 11 年警厚第 2 号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところである。

このたび、福井県警察術科訓練規程（平成 24 年福井県警察本部訓令第 22 号。）の一部改正等に伴い、旧通達の見直しを図り、別添のとおり「部外競技会参加者の公務としての取扱基準」を制定したので、当該基準により公務としての部外競技会への参加及び公務災害認定請求等を適正に行うこととされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

部外競技会参加者の公務としての取扱基準

1 取扱基準の基本

警察機関以外の機関・団体が主催する運動競技会（以下「競技会」という。）に警察職員が選手、監督又は役員として参加する場合の公務として扱う基準（以下「取扱基準」という。）は、「競技種目」、「競技会の種類」及び「参加者の資格」の3要件を全て満たしている場合とする。

なお、この取扱基準に該当しないときは、職務専念義務免除の取扱いによる参加若しくは休日又は年次有給休暇を利用した参加となる。

2 公務の一環として参加の認められる部外競技会

(1) 競技種目

警察官の職務執行に直結するものとして常にこれらの練磨に努め、あらゆる機会を捉えて技能の向上を図る必要があると認められた次の種目に限る。

ア 柔道

イ 剣道

ウ 射撃

エ ロードレース

オ 山岳競技（山岳救助活動に従事する職員に限る。）

カ 二輪のトライアル競技（自動二輪車を用いて行う災害救助活動又は交通指導取締活動に従事する職員に限る。）

キ 機動隊の活動に直結するものとして、事前に警察本部長の承認を得て採用している訓練種目（当該機動隊に所属する職員に限る。）

(2) 競技会の種類

公的団体（準公的団体を含む。以下同じ。）若しくは全国規模の競技団体が主催又は共催する都道府県レベル以上の国内で行われる競技会で、次のとおりとする。

なお、これらの競技会の一環として実施される地区レベルの予選競技会を含むものとする。

ア 国民体育大会

イ 県民スポーツ祭

ウ 柔道連盟、剣道連盟、ライフル協会又は陸上競技協会等の準公的団体が主催する県規模以上の競技会

エ その他警察本部長が事前に承認した競技会

3 参加者の資格

次の者が選手、監督又は役員として2の競技会に参加する場合とする。

(1) 福井県警察における特別訓練員運用要綱の制定について（平成23年警務甲達第18号）により任命された特別訓練員及び指導体制に規定する者（ただし、逮捕術及び演奏に係るものを除く。）

(2) 福井県警察術科訓練規程（平成24年福井県警察本部訓令第22号）第2条第15号に規定する指定訓練員

(3) 福井県警察の技能指導官等に関する要綱の制定について（平成18年警務甲達第2

7号) により任命された技能指導官及び準技能指導官

4 適用期間

当該競技会に参加する期間及びそのための往復の旅行に要する期間とする。

5 その他

所属長等による職務命令など、公務上必要となる手続きを行うこと。